

交付申請及び実績報告における根拠資料の例

茨城県勤務環境改善医師派遣等推進事業補助金交付要項第7条第5項に基づき、補助事業者が補助事業完了後5年間保管しておくべき根拠資料の例は以下のとおりです。

いずれも、派遣医療機関が派遣受入医療機関から受領の上、保管してください。

1 交付申請時

<別紙1-2「医師の派遣受入に係る確認書」における根拠資料の例>

	確認事項	根拠資料の例
1	勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置している	・医療機関内に設置する多職種からなる役割分担推進のための委員会の名簿など、責任者を配置していることが分かる資料 等
2	前年度において時間外・休日労働が合計して年720時間又は960時間を超える医師を雇用していた。	・令和5年度時間外・休日労働時間の実績書類 等
3	36協定において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超える協定を締結している。	・当該医療機関の36協定書
4	医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成している。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催している。	・医師労働時間短縮計画 ・医療機関内に設置する多職種からなる役割分担推進のための委員会の設置要領、規約及び開催結果

2 実績報告時

<別紙1-1「派遣医療機関における事業実績書」における根拠資料の例>

	確認事項	根拠資料の例
1	勤務形態 等	・派遣受入医療機関における雇用契約書、兼業届 等
2	派遣医師が産前・産後休業、育児休業、介護休業並びに療養休業等により1月において15日以上長期休暇を取得した場合	・長期休暇を取得した期間が分かる資料 等